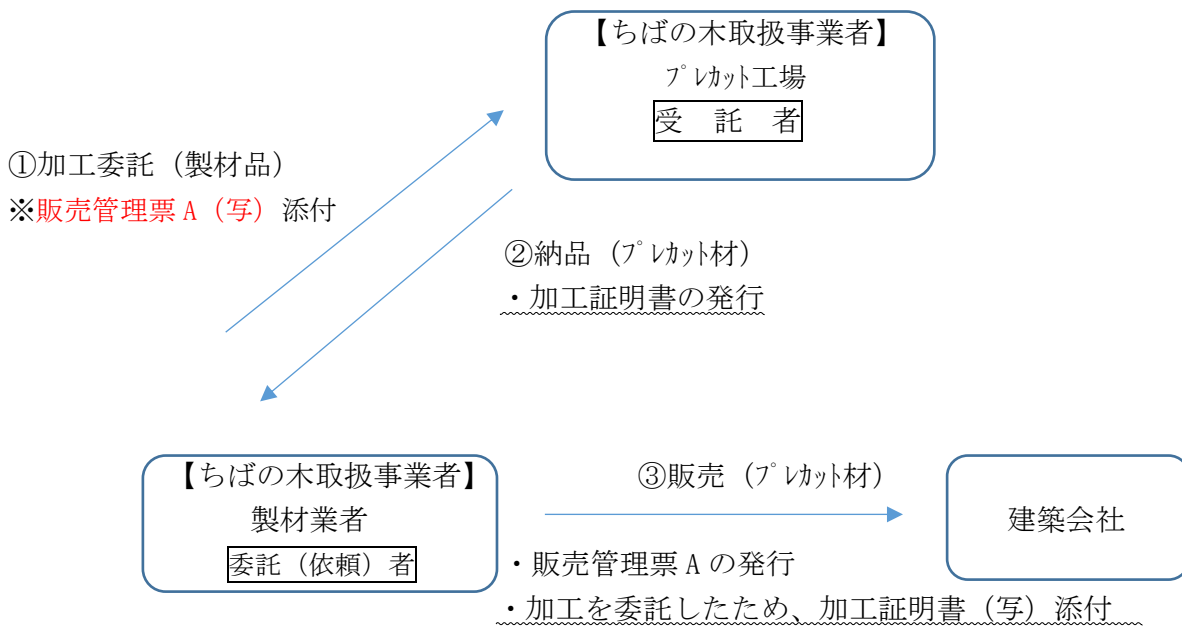


(参考事例)

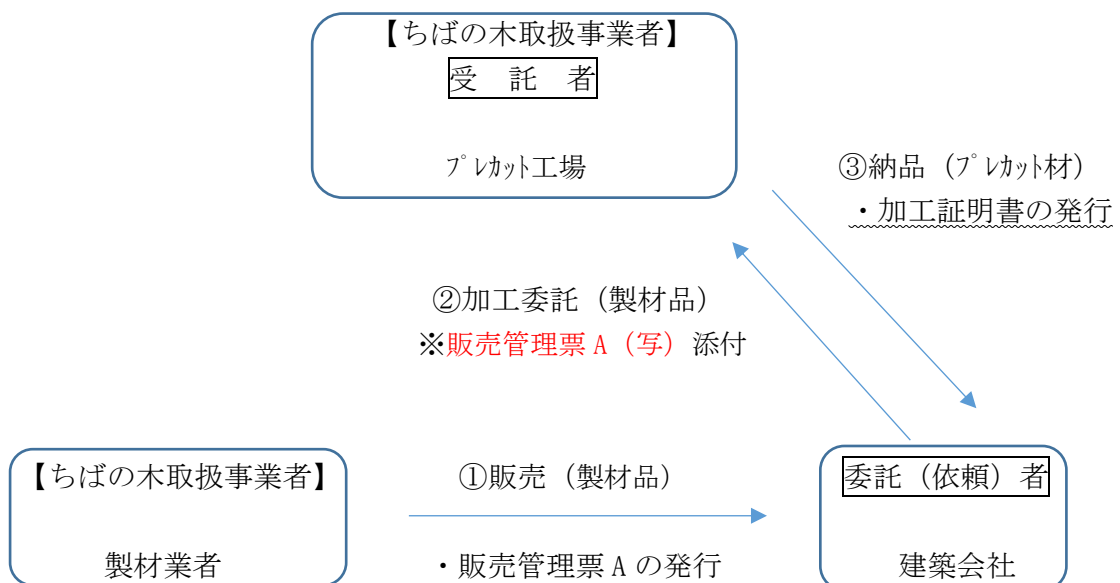
○ 県内の「ちばの木取扱事業者」に木材加工を委託する場合の証明方法

凡例：千葉県産木材加工証明書 → 「加工証明書」という

(例1) ちばの木取扱事業（製材業者）が、プレカット工場に加工を委託（依頼）し、プレカットされた製材品を建築会社に販売する場合



(例2) ちばの木取扱事業者（製材業者）が、製材品（ちばの木）を工務店に販売し、建築会社がプレカット工場に加工を委託（依頼）する場合



(例3) ちばの木取扱事業者（製材業者）が製材品（ちばの木）をプレカット工場に販売し、工場がプレカット加工した製品を建築会社に販売する場合

※この場合は、販売管理票で証明する

